

責任ある鉱物保証プロセス
デュー・ディリジェンス公開報告書

2023年7月10日

小島化学薬品株式会社

はじめに

本報告書は、OECD（経済協力開発機構）発行の「紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任のあるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスガイダンス」、付属書Ⅱ、金に関する補足書及び RMAP（Responsible Minerals Assurance Process：責任ある鉱物保証プロセス）を全て遵守するため、**全ての原産地を対象**として調査・公開するものであります。

1. 企業情報

会社名 : 小島化学薬品株式会社（創立 1909 年）
C I D 番号 : CID000981
所在地 : 埼玉県狭山市柏原 337-26
処理した 3 T G 原料 : 金
精錬場所 : 本社工場（埼玉県狭山市柏原 337-26）

2. 「責任のある鉱物保証プロセス 金精製業者の基準」における

評価について

当社では、2020 年 9 月 8 日から 3 日間、インターテック・サーティフィケーション株式会社による外部監査を実施しました。監査の対象となる期間は 2017 年 6 月 1 日～2020 年 7 月 31 日の 3 年間になります。

外部監査の結果、2017 年度版 金の責任ある鉱物保証プロセス基準（Responsible Minerals Assurance Process Standard for Gold 2017）に適合しているとの認証を受けました。

認証の有効期間は 2023 年 9 月までの 3 年間となります。

3. サプライチェーンに関する企業方針

小島化学薬品(株)では、直接的・間接的問わず、高リスク地域並びに紛争地域における武装勢力の資金源となること、他の重大な人権侵害をもたらす可能性のある紛争鉱物の調達、及び使用を回避する目的の元、OECD（経済協力開発機構）発行の「紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスガイダンス第三版」、付属書Ⅱ及び金に関する補足書に全て準拠する形で「責任ある鉱物調達に関する方針」を定めております。

この方針は全世界が対象であり、幅広く周知を行うべく該当するステークホルダー（サプライヤー、顧客、当社従業員等）への教育（直接通知）を始め、当社ホームページ上での公開及び当社社内の掲示を実施しております。（URL：<https://www.kojima-c.co.jp/pages/35/>）

4. 企業管理システム

4-1 組織・管理構造について

- ① 当社では、「責任ある鉱物調達に関する方針」の遵守を図るとともに、「金のサプライチェーン・デュー・デリジエンスマニュアル」、「金原料のサプライチェーン・デュー・デリジエンス実施規程」等を構築しており、これらが網羅するシステム全体の管理運用、レビューに関する責任者としてシニアマネージャー（担当者：管理本部 管理本部長）を選任しております。
- ② デュー・デリジエンスマニュアルに従い、作業に従事する当社従業員には、定期的に教育訓練を実施し、周知徹底しております。
- ③ 該当する当社従業員は、「責任ある鉱物調達に関する方針」の元、「金のサプライチェーン・デュー・デリジエンスマニュアル」、「金原料のサプライチェーン・デュー・デリジエンス実施規程」を遵守し、「金のサプライチェーン・デュー・デリジエンスのための組織図」を中心とした関連組織と連携・責任を果たします。もし特定されリスク等の事案が生じた場合、速やかに関連部署（営業部門、製造部門、管理部門）の責任者より「金のサプライチェーン・デュー・デリジエンスのための組織図」内を通じてシニアマネージャーに報告し、対処致します。

4-2 社内の管理システム

当社では、「金原料のサプライチェーン・デュー・デリジエンス実施規程」の管理システム向上のため、最新の「責任ある鉱物調達に関する方針」を、当社ホームページ上での公開、及び当社内の掲示を実施するとともに、特定された全サプライヤーへ定期的に通知(配信)を行っています。

さらに、関連当事者から寄せられる苦情処理に関する情報収集のため「責任ある鉱物イニシアチブ（RMI ウェブサイト <http://www.responsiblemineralsinitiative.org/>）」を参照するとともに、当社ホームページ上では内外部から苦情情報が入力できるページを開設しております。

（入力ページ URL <https://www.kojima-c.co.jp/pages/5/>）。

4-3 記録保持システム

当社では、「金のサプライチェーン・デュー・デリジエンスマニュアル」及び「金原料のサプライチェーン・デュー・デリジエンス実施規程」に関わるすべての文書・記録管理について、発行または改訂後 5 年間、適切に保管・管理しています。

5. リスクの特定

当社では、「金原料のサプライチェーン・デュー・ディリジェンス実施規程」において、リスクの特定を実施しています。「責任ある鉱物調達に関する方針」を元に、高リスク地域並びに紛争地域を特定するための手順を「金原料のサプライチェーン・デュー・ディリジェンス実施規程」内に定めています。「高リスク地域並びに紛争地域」の定義を定めるに当たり、当社では以下のリソースを使用しており、リソース確認の結果、該当もしくは一定の数値に達した地域を「高リスク地域及び紛争地域」と指定し、それらの地域をリスト化しております（以下、本リスト名を「CAHRAs List By KCC」）。「CAHRAs List By KCC」は、毎年 1 月、4 月、7 月、10 月に更新します。

- ・ ドット・フランク金融規制改革及び消費者保護法（通称：ドット・フランク法）
<https://www.congress.gov/111/plaws/publ203/PLAW-111publ203.pdf>
- ・ Indicative, non-exhaustive list of Conflict-Affected and High-Risk Areas under Regulation (EU) 2017/821（欧州連合が設定する高リスク地域及び紛争地域）
<https://www.cahraslist.net/cahras>
- ・ Heidelberg Conflict Barometer（紛争）
<https://hiik.de/conflict-barometer/current-version/?lang=en>
FATF（金融活動作業部会）声明（財務省 H.P.より）（マネーロンダリング）
https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/index.html
- ・ US Department of Labor “List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor”（児童・強制労働などの人権）
https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/ILAB/child_labor_reports/tda2019/2020_TVPRAListOnlineFinal.pdf
- ・ NGO のレポート（過去の金の不正流通に関するレポート）
<https://www.globalwitness.org/en/archive/revealed-why-dubais-first-conflict-gold-audit-never-saw-light-day/>（Global witness）
https://www.publiceye.ch/fileadmin/doc/Rohstoffe/2015_PublicEye_A_golden_racket_Report.pdf（Berne Declaration）
<https://impacttransform.org/wp-content/uploads/2017/09/2016-Jan-The-West-African-El-Dorado-Mapping-the-illicit-trade-of-gold-in-Cote-DIvoire-Mali-and-Burkina-Faso.pdf>（Partnership Africa Canada）
https://impacttransform.org/wp-content/uploads/2019/11/IMPACT_A-Golden-Web_EN-Nov-2019_web.pdf（Impact）
<https://www.globalwitness.org/en/campaigns/conflict-minerals/beneath-shine-tale-two-gold-refiners/>（Global witness）

https://swissaid.kinsta.cloud/wpcontent/uploads/1900/07/2020_07_16_SWISSAID_Gold-Study_Key-Findings_02.pdf (Swissaid)

https://impacttransform.org/wpcontent/uploads/2020/09/TheIntermediaries_Sept-2020_EN-web.pdf(Impact)

<https://mercurio.infoamazonia.org/en/gold/> (Infoamazonia)

- World Gold Council (金の産出量に関する情報)
<https://www.gold.org/goldhub/data/historical-mine-production>
- Worldwide Governance Indicators (ガバナンス)
<https://info.worldbank.org/governance/wgi/>
- EU 統合制裁リスト (EEAS)
<https://www-sanctionsmap-eu.translate.goog/#/main>

① 当社では「金原料のサプライチェーン・デュー・ディリジエンス実施規程」に従い、「サプライヤー質問書」を該当する全サプライヤーに送付、質問書回収後、サプライヤーの所在地、金原料の原産国、経由地、及び実質的支配者の所在地及び身元が「CAHRAs List By KCC」、国連の経済制裁措置及び対象者リスト、米国財務省 OFAC 制裁リスト、及び日本国内における反社会勢力等の資金源となるフロント企業一覧に該当するか否かを調査致します。前述の「サプライヤー質問書」において確認すべき情報に不備・不足が生じた場合、外部調査機関等に依頼し、サプライヤーの所有権、企業構造、関連事業の特定、財務状況法令違反の有無を確認致します。それとは別に、サプライヤーに対し CMRT による質問を実施・回収も行っております。

② 当社において、「CAHRAs List By KCC」、国連の経済制裁措置及び対象者リスト、米国財務省 OFAC 制裁リスト、及び日本国内における反社会勢力等の資金源となるフロント企業一覧等に掲載された地域、関係者（当事者）、関係（関連）団体からの金原料の入荷が確認された場合、速やかにコンプライアンス責任者及びシニアマネージャーへ報告し、当該する金原料を供給するサプライヤーとの関係を更に強化しながら計画的かつ効率的に軽減措置・改善計画を実行致します。それでも改善が見られなかった場合、改善が確認できるまでの期間、そのサプライヤーとの取引を停止致します。

2020年8月～2023年6月における全てのサプライヤー、全入荷した金原料の調査の結果、「CAHRAs List By KCC」、国連の経済制裁措置及び対象者リスト、米国財務省 OFAC 制裁リスト、及び日本国内における反社会勢力等の資金源となるフロント企業一覧等に該当する国、地域、関係者（当事者）、関係（関連）団体からの「金」の取引はありませんでした。

以上